

事務所衛生基準のあり方に関する検討会 報告書骨子案

はじめに

1 事務所衛生基準等の現状 項目のみ

- ・事務所衛生基準規則、労働安全衛生規則の概要（制定改正経緯も）
- ・事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針の概要
- ・事務所衛生基準の見直しの背景
（高年齢労働者の増加、女性の活躍促進、障害者など多様な労働者といった背景事情の変化、平成 30 年に働き方改革法案の審議における附帯決議等に言及）
- ・事務所衛生基準規則等の整備状況
（昭和 46 年に労働安全衛生規則から切り分け制定、主要改正は平成 16 年）
- ・事務所衛生基準に関する実態調査

2 事務所における労働衛生上の課題 項目のみ

- ・事務従事者に占める女性の割合が増加している。
- ・全就業者に占める高年齢労働者の割合は、増加している。
- ・障害のある労働者からの求めに応じて合理的な配慮が求められている。
- ・事務所の健康リスク：事務作業においては、危険有害業務は比較的少ないと考えられるものの、作業場所や通路での転倒や事務用機器による傷害のほか、眼精疲労、事務用機器による騒音障害、事務所内の汚染空気の吸入、上肢等の筋骨格系障害などの健康障害リスクがある。
- ・事務所や事務作業を巡る環境の変化に伴い、事務所衛生基準規則に規定する用語の中には、実態に合わなくなったものもある。

3 主な論点と議論のまとめ

(1) トイレ設備

ア 法令の衛生基準としての便所の設置の考え方

- 事務所衛生基準規則においては、男性用と女性用に区別することにより、便所を設けることとされている。この原則は、今後も必要である。
- 「便所」という場所的概念においては、プライバシーの確保が重要であることから、仕切り板又は上部若しくは下部に間隙のある壁等により便房を構成している場合（以下、「仕切り壁型」という。）は、

従来どおり一連の便房を含む区域全体を法令上の便所として取り扱う必要がある。一方、仕切り壁型ではなく、個室に1つの便房が設置された方式の便所（以下、「独立個室型」という。）も多くみられるが、事務所衛生基準規則における便所は、個々の個室とする考え方も可能である。

イ 便所のタイプによる法令上の位置付け

- 現在、事務所に広く用いられている便房は、仕切り壁型と独立個室型のいずれかに区分することができる。
- 仕切り壁型の便房からなる便所は、通常、個々の扉に施錠機能があり、仕切り板や壁は固定されているが、天井、床に近接する部分のいずれか又は双方に間隙があるなど、プライバシー確保は限定的である。
- 独立個室型の便房については、それ自体を1つの便所として取り扱うには、全方向を堅牢な壁や扉で囲まれ、扉に内側から施錠できる構造であるなど、その個室単独でプライバシーが確保されている必要がある。手洗い設備は、個室に設けられている、又は個室の外側に設けられている場合であっても排他的に近接している必要がある。また、独立個室型の便所においては、個々に採光及び換気が可能である必要がある。
- バリアフリー法に規定されている車いす利用者用便房やオストメイト対応の水洗器具を設けている便所（以下、「多機能トイレ」という。）については、その構造により独立個室型の便所又は仕切り壁型の便所に区分されるが、独立個室型の多機能トイレであっても、男性用と女性用に区別されていない便所については、現行の事務所衛生基準規則においては便所として取り扱うことはできない。

ウ 少人数の事務所における便所の男女別の取扱い

- 少人数の事務所においては、建物の構造上1つの便所しか設けられていないことがあり、便所を男性用と女性用に区分して設置することが困難な場合もある。
- 少人数の事務所に設けられた便所のうち、独立個室型便房からなるものについては、男性用及び女性用の便所の機能を兼ねるものと見なす等の柔軟な運用を行うことは、プライバシーが確保されるという前提の下、例外的に認められうる。

エ 多様な労働者のニーズに対応できるトイレの確保

- バリアフリー法に基づく多機能トイレの設置によって、職場において障害をもつ労働者のニーズへの対応が進んでいるが、性的マイノ

リティなど多様な労働者が利用可能であることなど、便所に対するニーズは多様化している。

- 事務所における便所に対する多様なニーズへの対応については、事務所衛生基準規則等において全ての事務所に対して一律に規定するのではなく、事業場の実情に応じて、衛生委員会などの場を活用して柔軟に対応することが望ましい。
- 一方、多機能トイレの多くは男性用と女性用を区別しない独立個室型の便所としてのニーズにも対応可能である。このため、事業場が、多機能トイレを含む、男性用と女性用を区別しない独立個室型の便所を、労働者の多様なニーズに対応するため、事務所衛生基準規則に基づく便所として位置付けられるものとするにより、事業場の多様な選択肢を確保することは重要である。

オ 事務所衛生基準規則における便房等の必要数の考え方

- 現行の事務所衛生基準規則で規定する、同時に就業する労働者数に応じて必要とされる便房数や男性用小便所の箇所数は、全ての事務所に対して一律に求められる最低基準としては、見直しが必要となるものではない。
- 便所の利用状況は事業場ごとに異なることから、便房や洗面設備の増設による待ち時間の短縮、ニーズを踏まえた機能の付加など、事業場が、事務所で従事する労働者の利便性向上を図ることは重要であり、事業場の実情に応じて、衛生委員会などの場を活用して柔軟に対応することが望ましい。
- 男性用と女性用を区別しない独立個室型の便所は、少人数の事務所において例外的に設ける場合のほか、男女別便所を設置した上で付加的に設ける場合もあることから、事務所衛生基準規則における便所として、同時に就業する労働者数に応じて必要とされる便房数や男性用小便所の箇所数に算入できるものとして取り扱うべきである。

(2) 更衣設備、休養のための設備

<今後作成>

(3) 作業面の照度

- 照度の基準は、昭和 46 年に旧事務所衛生基準規則が制定された際、当時の JIS Z9110 等を参考に、事務作業の実情に合わせて、精密な作業を 300 ルクス以上、普通の作業を 150 ルクス以上、粗な作業を 70 ルクス以上と定めたもの。制定後長期間を経ており、夜間路上の街灯

下程度の 70 ルクスなどは事務作業に適さなくなっている。

- 事務所衛生基準規則で定める照度の基準は、明るさが不足することによる眼精疲労や、文字が見つらいために悪い姿勢を続けることによる上肢障害などの健康障害を防止する観点から、すべての事務所に対して適用するもの。作業に応じた適切な照度は、これを満たした上で事務所ごとに検討すべきものである。
- 事務所で事務作業に従事する労働者の年齢分布は、昭和 46 年当時と比べて高くなっており、高年齢労働者も含めたすべての労働者に配慮した視環境の確保を図る必要がある。必要に応じて、視力を眼鏡等で矯正した上で、作業面における照度を適切に確保することが重要。
- 現在の事務作業の実情を踏まえて JIS Z9110 に規定する各種作業における推奨照度やその照度範囲を参照し、健康障害を防止するための照度基準を定めることが妥当である。

(4) 作業環境測定（一酸化炭素、二酸化炭素濃度）

- 中央管理方式の空気調和設備を設けている事務室については、一酸化炭素・二酸化炭素の含有率、室温・外気温及び相対湿度を 2 月以内ごとに測定する必要がある。このうち、室温・外気温及び相対湿度については、一定要件の下で、年 3 回でよいこととされている。
- 事務所の空気環境の維持管理の状況は、建築物衛生法に基づくデータからは全体として改善されているとはいえず、作業環境測定を実施して、労働者が滞在する事務室における空気環境を把握することが必要である。特に、二酸化炭素については、主として事務室内に滞在する労働者の呼気により上昇し、外気の導入により希釈されるものであるが、外気に含まれる二酸化炭素の濃度が高い状態にあるとともに、省エネルギーなどによる換気量の低下によって、室内の二酸化炭素の濃度が高くなる傾向がみられる。
- 近年、自動制御機能を備えた空気調和設備など、必要な換気性能を有する建築物も増えてきている。そのような施設では、在室者に応じた十分な気積が確保され、かつ二酸化炭素濃度の濃度が上昇しすぎないよう適切に制御されている事例が多くみられる一方、在室者の大幅な増加や制御設定の変更は、室内の二酸化炭素濃度の上昇につながっている。
- 一酸化炭素については、燃焼器具の使用に伴う発生や駐車場など外部環境からの流入によるものが考えられ、その異常な濃度上昇による健康障害を考慮すると、作業環境測定の実施による一酸化炭素濃度の把

握は必要である。

- これらのことから、一酸化炭素、二酸化炭素に係る作業環境測定については、現行のしくみを維持することが妥当と言えるが、衛生管理者等の事業場担当者による作業環境の自主的な把握、管理の観点からは、検知管に限らず、作業環境測定基準に適合する一酸化炭素、二酸化炭素の濃度測定に使用可能な電子機器を運用上明確化することが妥当である。
- これら電子機器を活用して事務室内の空気環境を定期的に測定してデータを収集したり、在室者数や空気調和設備の運転状況に応じて追加で測定したりすることにより、換気が適切になされ、事務室内の空気環境が良好であることを確認することが可能となる。

4 事務所衛生基準の見直し方針 **ポイントのみ**

これまでの議論を踏まえ、次のような見直しを行うことが妥当と考えられる。

(1) トイレ設備

- ・ 男女別便所の設置を原則とする基本的考え方を維持すること。
- ・ 仕切り壁型でない独立個室型の便所について、便所の範囲を明確化すること。
- ・ 同時に就業する労働者数に応じて設置する便房等について、現行の箇所数基準の考え方は妥当であること。
- ・ 独立個室型の便所が男女別となっていない(多機能トイレを含む)場合に、事務所則で示す男性用便所、女性用便所の便房の数での取扱い(例えば、それぞれ就業者の規定人数の半数分を満たすものに相当するとみなすなど)を示すこと。
- ・ トイレ設備の基準は、事務所に限らず事業場全てについて同等であるべきこと。

(2) 更衣設備、休養のための設備

<今後作成>

(3) 作業面の照度

- ・ 高年齢者を含め、事務作業に従事するすべての労働者に対し、健康障害を防止するため視環境の確保を図る必要がある。
- ・ 必要に応じて、視力を眼鏡等で矯正した上で、作業面における照度を適切に確保することが重要。

作業の区分	基準	備考
精密な事務作業	300 ルクス以上*	・製図等の精密な作業については、日本産業規格などを参照したより高い照度を事業場ごとに定めるべき。
一般的な事務作業	300 ルクス以上	・情報機器作業を含む。
付随的な事務作業	150 ルクス以上	・資料の袋詰めなど、事務作業のうち、文字を読み込んだり資料を細かく識別したりする必要のないものに限る。

(4) 作業環境測定

- ・中央管理方式の空気調和設備を設けている事務室に対して義務付けられている一酸化炭素・二酸化炭素の含有率の測定については、現行どおり2か月以内ごとに実施する必要がある。
- ・建築物衛生法に基づき実施する空気環境の測定においては、検知管だけでなく電子機器を含めた複数の測定方法により運用されている。衛生管理者等の事業場担当者による作業環境の自主的な把握、管理の観点からは、作業環境測定基準においても、適合する一酸化炭素、二酸化炭素（炭酸ガス）の濃度測定に使用可能な電子機器を運用上明確化することが妥当である。

(5) その他

環境の変化等により、実態に合わなくなった用語等については、適宜見直す。